

2 「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」に関する緊急要望

- 全国知事会 -

本会は、地方公共団体に対して必要な協力を求めることができるとする規定が設けられている「周辺事態安全確保法案」に関し、平成10年7月16日及び平成11年3月12日に政府関係先へ各地方公共団体への適時・的確な情報提供等に努めるよう要望を行ったが、その後も十分な説明がなされていなかったため、去る5月21日に地方公共団体への協力に関する項目については、できるだけ協力要請の内容・手順等を具体的に示されるよう緊急要望（別紙参照）を内閣、外務省、防衛庁に対して行った。

別紙

「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案」に関する緊急要望

現在、国会に上程され審議中の「周辺事態安全確保法案」については、地方公共団体への協力の内容如何によっては、住民生活・地域経済活動に少なからぬ影響を及ぼすものと懸念されるため、本会は平成11年7月16日及び平成11年3月12日に適時・的確な情報提供等に努められたい旨の要請を行ったところである。

これに対し、国は、「周辺事態安全確保法案第9条」において想定される地方公共団体や国以外の者に対する協力項目例を示し、その説明が各都道府県になされているが、未だ不明確な点があり十分な説明とはいえない状況にある。

よって、国におかれては、適時・的確な情報提供に一層努められるとともに、地方公共団体から意見を聴取し、その意向を十分に尊重すること。特に、地方公共団体への協力に関する項目については、できるだけ協力要請の内容・手順等を具体的に示されるよう強く要望する。

平成11年5月21日

全国知事会